

國民學校と國民幼稚園

——文部省講習會講述速記——

倉 橋 惣 三

國民學校と國民幼稚園 (二)

— 文部省講習會講述速記 —

倉 橋 惣 三

(一) 序 説

(一) 教育審議會

只今我國の普通教育は劃期的な時機に際して居ります。いよく國民學校が明年の新學期から始まるのであります。御承知のやうに我國の小學校令は明治三十三年に定まりましたもので、その後多少の部分的變更はありましたが、根本の精神、殊にこの精神を書き著はしました小學校令いふものに於きましては、そのまゝで參つたのであります。これは國家の教育令いふものは永い先を見越して出來て居るものであります。またその書いてありますことも、そんなに細かいことが書いてある譯ではありませんので、從來の小學校令が今日の時勢に於きまして、必ずしも根本的に相反して居るものとは思へないのであります。併しながら、その小學校令が發布せられた後、我國のあらゆる方面の文化は非常に進んで居ります。殊に世界的情勢内に於ける日本の位置いふものは殆んどその當時考へられなかつたほごに變つて居るのであります。その結果、小學校即ち國民教育の根柢たる普通教育は、その精神に於きまして、その實際に於きまして、それが形に現はれました制度の上に於きまして、殊にそれを書き著はします言葉のはしむに於きましても、是非變へられなければならぬいふ意見は相當以前から出て居りました。個人的にさういふことを強調せられる識者は澤山にありました。またさういふことが一つの輿論の形をこつて來たを見得るころもあつた位であります。併しながら教

育制度の問題はさう容易に變へるべきものではないのでありまして、今日に及んだのであります。

ところが、これが政府の問題として具體化されて参りましたのは、内部のことは別と致しまして、外に現はれましたところから申しますと、昭和十二年五月に文政審議會といふものが勅令で出来まして、その審議會によりまして、教育の制度改革を内閣總理大臣がこれに諮問するといふ形で具體化されたのであります。ところがその後内閣も變り、又教育のことは更に大任掛に、もつと全般的に考へらるべきものであるといふところから、同じく十二年七月に教育審議會を改めることになりました。そして、畏くも陛下の上諭を仰ぎまして、同年十二月の勅令となり我國の教育全般の改革について考へる恒久的諮問機關が出来たのであります。即ち國家は本腰を入れまして、本掛りになりまして、國の教育制度を變へるため、先づさういふ大きな審議會を作り、識者を集めて研究させようといふことになつたのであります。

これはさういふ譯でさうなつたかといふことにつきましては、素より細かい教育行政のお話はこので申上げる必要はないと思ひますが、一體教育の改造といふことには、いろ／＼のことが理由になるものだも考へられます。たゞへば、その一つは教育學說といふものが、だん／＼進歩して参りまして、その學說を根據として教育の改造が試みられるといふことも一つであります。これは慥かに大事なことの一つでありまして、教育といふものは理論的には教育學說を根據と致して居りますから、非常に有力なる教育學說が出来ますれば、それに基いていろ／＼従來の教育を變へて行くことは當然その必要が起るのであります。然しながら我國に於ける今日の教育改造の發端は、さういふ教育學說が根據になつて居るといふことは少し違ふと思ひます。次にまた、教育學說とは必ず違つた形のものであります。誰か特別な有力なる人が識見を以て教育を或る方向に變へて行かなければならぬといふことを確信しまして、その強い力をもつて自分の信する、或は恐らく自分の必要とする方向に教育を引つづけて行かうとするやうなことも歴史上にあることではあります。我國の今度の教育改革は素よりさうした譯のものではありません。然らば我國の今度の場合何が元になつて居るのであるか申しますると、言葉は充分でないかも知れませんが、日本の國自身の自覺、及び日本の國が世界に發展し來りました新しき位置、斯ういふことによりまして教育改造の必要が緊急になつて來たこと、斯う考へられると思ふのであります。

素より教育學說といふものも大事なものであります。或る學者の學問の意見といふよりも、國自體の自覺、これはもつと大きなものに相違ないのであります。或はまた誰かの主義主張といふことも力強いものでありませうけれども、國が世

界の情勢下に於きまして探つて行かなければならない方向といふことは、それよりも大きなものであります。殊に私共が興味、を申しましては不真面目のやうであります。或る感じを起させられますことは、教育審議會を作らうといふことが内閣の閣議に於きまして決りましたのが十二年七月六日のことであります。蘆溝橋の事件が発生しましたのが七月七日の夜半であります。即ち教育審議會を作るといふことを國が決定しましたその翌日、この支那事變の端が発生して居るのであります。これはいろ／＼のこころを考へさせられます。若しこれが逆になつて居れば話は非常につゞり早いことになりませんが、然し若し逆になつて居りまして蘆溝橋の事件が起り支那事變が発生して、そこで直ぐに教育改造が発生せられるといふのでは餘りに急ぎ過ぎた形になるかも知れない。勿論そんなことではありませんでしたけれども、あの事件はあそこに端を發しましたに致して、今日日本が東亞に於て、従つて世界に持つて居ります位置といふものが、もう既に、所謂風雲としては明かに捕捉されてゐた時であります。そこへ教育審議會といふものが出来ることに決議されたといふ、斯ういふ形になるのであります。更にその新事態が風雲として捕捉されましたのみならず、果せるかなに假に申させよう。一方に教育審議會を作る必要が具體化されるに殆んど同時に、事態はこの方に表面化されて來たのであります。その結果教育審議會が七月に決議せられ、十二月にその官制が發布せられるまでの間にも、事態はひし／＼に急速に展開して來てゐるのであります。

(二) 國民教育刷新と幼稚園

斯ういふこころを、極めて粗雑であります。考へて見ましても、今度の教育刷新といふものは、實に或る一つの學問的基礎であるとか、或は一つの個人的主張といふやうなものではなく、日本そのものがさうしてもさうならなければならぬ勢ひの下に斯うなつたのであるといふこころがしつかり考へられるのであります。明治三十三年以來、他の教育はそれから後のことではあります。小學校のことについて申して見ますならば三十三年以來今日まで、だん／＼濃厚になり來りました大勢は、こゝまで伸び進んだと言へると思ふのであります。こんなことはこの幼稚園講習のお話としては少しばかり懸離れたやうなこころにも聽えるのであります。若しも今度の教育刷新といふものがそれほゞ國としての大きなこころを基礎として居ないのでありますならば、我々はこの問題をそんなに深く考へなくともいゝかも知れません。然し斯ういふ事態のものでありますから、今度の教育刷新といふものは教育上特別な分野に於ての開拓といふよりも、日本がぎつちに向

かふかさいふ事を元にして居るのであり、従つて逆にこの教育刷新によりまして、日本の行かうとするところを考へさせ
て来るさいつてもいゝ大きな問題になるのであります。又そこまで考へました時に、この教育刷新がお互ひの幼稚園さいふ
ものに對しましても、決して離れた問題でないものであるさいふことを、充分に考へさせられることになるのであります。
或る教育學說で小學校さいふものは斯ういふやり方にすべきである。中等教育は斯ういふやり方にすべきであるさいふ
やうなことが試みられましたことならば、幼稚園は暫くその圏外であつてもいゝかも知れませんが、國そのものゝ自覺、
國そのものゝ世界的情勢が變つて来るさしますならば、國民生活全體が同じ方向に動かされて居るのであります。幼
園も當然これと同様に動かされて來なければならんさいふことになるのであります。或る方は國民學校は小學校のことで、
幼稚園の問題ではないとお考へになるかも知れません。然しそれはさんでもない淺い考へ方です。私は今申したやうな意
味に於きまして、即ち國民學校を通して日本の教育の行くところを知り、従つて幼稚園もその方向で考へなければならぬ
さいふ意味に於て、今日の問題に致した譯なのであります。

そこで今回の私のお話は、その國民學校さいふ、近く來年四月から實現しますところの教育刷新の方向を片つ方に眺め
つゝ幼稚園の問題を考へる、斯ういふことに致したいと思ひます。大學の改造もあります。中學校の改造もあります。け
れ共、さういふやうなものゝ幼稚園を比べるさいふことは少し縁が遠過ぎるやうであります。國民普通教育、國民初等
教育、國民學校の場合に於きましては、そこに實現されようとする事柄は直ぐ幼稚園のことを考へるに最も手近にある指
導原理になると思ふからであります。更にさういふ根本的の立場の外に、今日改めて申すまでもありませんが、幼稚園で
今日我々が教育して居ります子供は、言ふまでもなく、一年、二年の後には、その國民學校に入るものでありますから、
その意味から致しまして、國民學校に關する理解は幼稚園教育者の最も充分に持つて居なければならぬことでありま
す。即ち皆様が保育して下さいます子供達の學校的に行方は國民學校と決つて居りますから、その行くところがどんなこ
ろであるかさいふことを知ることにし、その前の教育を引受けるさいふことは出來ないのであります。即ち幼稚園さい
ふものゝ今日の本質を考へる意味からも、又園児達がやがて行く國民學校さいふ實際上の必用から申しまして、こゝで
國民學校のことはお互ひに充分研究して置かなければならん問題だと思ひ得るのであります。

但し皆様は既に國民學校のこゝにつきましては、私から今申上げた位の必要理由は疾くに御承知でありまして、従つて

國民學校の研究は既に充分になさつておいでになることを疑ひません。さうしますればそれを基礎としてすぐ幼稚園の問題のお話に入つて行けばいい譯であります。私としてお話の順序上國民學校のことを一應こゝで簡單ながら考へて置きました。さうして、それに次いで幼稚園のことを考へて行くさいふやうに致しません。この話の段取りがつきませんで、さういふ順序を探らして戴きます。併し只今申上げましたのは大多数の方に對してお断りしたのであります。中にはまだ國民學校のことは餘りお研究になつて居ない方がないかも知れません。これは毎日の保育が御多忙でありまして、そこまで行く時間がないに仰しやる方もありません。或は來年のことである。徐ろにやれば、國民學校の先生達さへ、この夏初めて文部省の傳達講習を受けるのではないかと、幼稚園はそれから後でやつた方が禮儀上からいゝのではないかと、さういふ御意見があるかも知れません。或はもつと言つて見ますならば、從來に於きまして、明治三十三年に出ました小學校令を幼稚園の先生で御承知ない方が時々あるのであります。日本の教育はさういふやうなものであるかさいふことを幼稚園の先生に伺つて見ます。それは何んだか判つて居るやうな氣がするさいふこゝで濟んで居りまして、小學校令第一條さへも御存知ない方が、これは少し例外の人であります。これを憶へなかつた人は甚だ先見の明があつたに申し得るのであります。が、(笑)幸にさういふものを持つていらつしやなければ、新國民學校のことは充分にこゝで御研究願ひたいと思ふのであります。

こゝで、差上げてあります刷物についてだん／＼お話して参りますが、今申上げました如く教育審議會さいふものが先づ出来まして、我國の教育全體のこゝについていろ／＼研究され、今日も續いて研究なさつて居ります。その中で先づ一番最初に答申せられましたものが、國民學校、師範學校及び幼稚園に關するこゝ、これであつたのであります。その答申案の中から政府は——即ち文部省は——先づ國民學校のこゝを先に取上げて、これを實現する段取りにしたのであります。教育審議會は總理大臣の諮問に對しまして意見を答申するだけで、それを實行する機關ではありません。實行するのは文部大臣であります。その文部大臣が先づ實行しようとしてゐるのがそこなのであります。師範學校の方は、勿論教育審議會の答申として大に尊重されて居りますが、いつから實現さいふこゝまでにはまだ形がまゝまつて居りません。先般の議會に於きましては文部大臣は議員の質問に對しまして「師範學校のこゝは大いにやる」とお答になりました。

れ共、これは豫定のお答でありまして、まだ具體化されて居るに到りません。幼稚園の問題も同様に具體化されるに至つて居りません。併しながら兎に角總理大臣に直屬し、上諭を仰いで出來ました教育審議會は國民學校を中心として、その教師を養成する師範學校、その國民學校の基礎をなす幼稚園といふ意味に於きまして、この三つのことに就てはつきりした意見を答申されて居るのであります。その答申は更に特別委員會委員長田所美治氏の経過報告が發表されて居ります。これが我々が仍つて以て今度の國民學校の新制の行方を知る元になつて居るのであります。さて、さういふことが言はれて居るかご申しますと、一寸その答申の一番初めのところを讀んでみますならば、斯ういふ言葉が使つてあります。

國運未曾有ノ伸張ニ伴ヒ、東亞竝ニ世界ニ於ケル我が國ノ地位ト使命トハ愈々重大ヲ加フルノ秋ニ當リ、教學ノ本旨ニ則リ、時代ノ要望ニ應ジ、教育ノ内容及制度ヲ全面的ニ刷新センガ爲先ヅ國民全體ニ對スル基礎教育ヲ刷新シ其ノ擴充整備ヲ圖リ、新學制ノ根柢ヲ確立スルト共ニ克ク皇國ノ負荷ニ任ズベキ國民ノ基礎的鍊成ヲ完カラシムルコト最モ根本ニシテ極メテ緊要ノ國策ナルヲ認ム。依テ茲ニ義務教育ヲ八年トナシ、其ノ内容ニ刷新ヲ加ヘ、皇國ノ道ノ修練ヲ旨トシテ國民ヲ鍊成シ、國民精神ノ昂揚知能ノ啓培、體位ノ向上ヲ圖リ、産業竝ニ國防ノ根基ヲ培養シ、以テ國力ヲ充實シ外ニ八紘一字ノ聲國精神ヲ顯現スベキ次代ノ大國民ヲ育成センコトヲ期セリ。

之れは國民學校、師範學校及幼稚園に關する答申の全體に通ずる總説でありまして、言ふまでもなく、幼稚園も此の態度で考へられてゆかうとするのであります。

一 國民學校概観

(一) 國民學校に關す要綱

幼稚園に關する細いことに就きましては後の時間でもごめて申上げますが、然らばさういふ態度で出來ました國民學校といふものはさういふものであらうか。それを先づ考へて見る必要がありますが、それは今の答申案の中に國民學校に關する要綱といふものがありまして、そこで明かに示してあります。讀んで見ます。

一 國民學校ノ修業年限ヲ八年トシ之ヲ義務教育トスルコト

これは申すまでもないことでありますが、永い間の日本の義務教育を四年から六年、六年から八年へさいふ問題がこゝで初めて決りましたのであります。然もその決りましたさいふことは四年では足りないから六年にしよう、六年では足りないから八年にしようといふ、單に年限の増加さいふだけの方から決つて来たさいふよりは、小學校が國民學校に變りました實質的改造に伴つて、義務教育が八年になつたさいふところに意味が非常に深いのであります。六が八に増したさいふだけぢやなくして、國民教育そのものが國民學校の名に於て行はれる時に八年を必須とした、さいふ斯ういふ意味に解釋すべきであります。

二 國民學校ヲ分チテ初等國民學校及高等國民學校トシ、初等國民學校ノ修業年限ヲ六年、高等國民學校ノ修業年限ヲ二年トスルコト

これは形に於ては、從來の尋常小學校六年、高等小學校二年と別に變りません。然し唯年限をさうしたさいふのでなくして、實質の方から來たのでありますから、この意味もまた深いことになるのであります。

初等國民學校ノ教科ト高等國民學校ノ教科トナ一校ニ併置スルモノヲ國民學校トスルコト

即ち今日の尋常高等小學校さいふ形のもですがその全體が國民學校なのです。その中が便宜上分れて初等國民學校だけの學校ともなり、高等國民學校だけの學校があり、それが一緒になつてゐるものが完全なる國民學校さいふことになるのであります。即ち六年で先づ日本の國民普通教育は終つて、更に二年の高等科があるさいふのは全く違つて居ります。即ち八ヶ年一貫したものを完全なる國民教育の基本とする。斯ういふ形になつて居るのであります。

三 保護者ハ兒童六歳ヨリ十四歳ニ至ル迄之ヲ市町村立國民學校ニ就學セシムベキモノトスルコト

これは申すまでもないことであります。その次が特に内容的に大事なのでありますが、

四 國民學校ノ教育ハ左ノ趣旨ニ基ヅキ國民ノ基礎的鍊成ヲナスモノトスルコト
この中を二つにしまして

(一) 教育ヲ全般ニ互リテ皇國ノ道ニ歸一セシメ、其ノ修練ヲ重ンジ、各教科ノ分離ヲ避ケテ知識ノ統合ヲ圖リ其ノ具體化ニカムルコト

(二) 訓練ヲ重ンズルト共ニ教授ノ振作、體位ノ向上、情操ノ醇化ニ力ヲ用ヒ、大國民ヲ造ルニカムルコト

この二つの項目を第四項として居るのであります。その四項を並びまして第五項は、

五 國民學校ノ教科ハ前項ノ趣旨ニ從ヒ、之ヲ縱ニ統合シテ別紙記載ノ通トシ、各々其ノ統合ノ精神ニ徹セシムルト共ニ一面其ノ特色ヲ發揮セシメ、窮極ニ於テハ是等ノ教科ヲ國民鍊成ノ一途ニ歸セシムルコト

斯ういふことであります。これは即ち國民學校の教育といふものゝ本旨をこゝに示して居るのであります。從來の小學校の本旨も、少くもその主張するところを變つて居るのであります。

そこで斯ういふ教育審議會の答申案を元にして、文部省が國民學校の教則を定めつゝあるのであります。これが定まりましたならば國民學校令も國民學校令施行規則もが發布せられることになるのであります。これはまだ發布されて居りません。目下その手續中であります。發布されましたならば直ぐに御覽を願ひたいと思ひますが、發布されては居りませんけれども、本年夏、文部省が小學校の先生方に國民學校につきましての傳達講習を致すにつきまして、まだ國民學校令も施行規則もかいふ形にはなつて居りませんが、應てさうなるであらう同じ内容を示して居るのであります。即ち我々は只今のところその文部省が示して居りますところに従つて我國の國民學校は斯ういふ法令及び施行規則によつて行はれるものといふことを考へるこゝが出来るのでありますから、それを元にして更に申上げて見ます。只今教育審議會の答申として申上げました第四項、第五項の内容をまごめて、國民學校の本旨といふものが斯ういふ風に書き著はされて居るのであります。これは短いのでありますからお書取を願ひたい。

皇國ノ道ニ則リテ普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スコト

斯ういふのであります。恐らく國民學校令といふものが發布せられましたならば、その第一條にこの言葉が載るのであらうと思ひます。即ち多分斯ういふことなのであります。

國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スコトヲ目的トス
丁度小學校令第一條に

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シ云々

と書いてありました、あれが書き改められてかうなるのであります。

(二) 國民學校の教育本旨と小學校令第一條

そこでこれを眺めますと、小學校令第一條は大變に變つて居ります。小學校令第一條は申上げるまでもありませんが、小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

斯う書いてあるのであります。この二つを比べて見ますと、いろ／＼違つて居る點が擧げられるのでありますが、私の解釋を申し上げます。文部省の意見では元よりありません。文部省の意見を私が申すのではありません。

(イ)小學校令には「國民教育ノ基礎ヲ」與へるさいふ事は書いてありますが、その「國民教育ノ基礎」を與へるさいふ事は小學校教育の目的の内容として擧げてあるのであります。勿論大切な内容としては考へられてありますが、その小學校教育さいふものが何を根本の據りどころとして打立てられるかさいふ事としては必ずしも強く擧げてゐなかつたのであります。或る人は斯うも考へませう。「それは言ふまでもないことであつて、日本の國民教育たる小學校が日本の國是を本位として、その上に打立てられて居ることは言ふまでもない事だ」と斯う言ふのであります。我々もまたさう考へ來つたのであります。少くもそれははつきり、従つて強く書き著はされて居なかつたのであります。これに對しまして今度のは、教育内容に入ります前に、國民學校の教育そのものが「皇國ノ道ニ則リテ」出來て居るものであると、斯う強く言つて居るのであります。「皇國ノ道ニ則リテ」出來て居る。それが一切の元になつて居る。斯ういふ譯なのであります。

(ロ)それから普通教育をその内容とするさいふことに於きましては前と變りません。「普通教育ヲ施シ」さいふことは前から擧げてあるのであります。唯小學校令の時に常に問題になりました言葉は「生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クル」さいふ言葉が使つてありました。初めてこの小學校令を書いた時には「授クル」さいふ言葉をそんなに重く考慮して使つたのでなかつたかも知れませんが、教育さいふものゝ考へ方がだん／＼變つて参りますにつれて「授クル」るさいふことでは、實は本當に教育の作用を完全に現はして居るものでないのみならず、そこに間違ひが起る因であるさいふやうなことも考へられて居りました。實際家から言へば「授くるに亦授け方あり」と斯う言つて、うまくやつて居つたのでありますけれども共、然し出來得べくんば、この誤解の出來易い言葉を避けたいと始終考へて居りました。これは明日あたりのお話と關係して参りますので申上げるのでありますが、一寸その片嚙だけを洩らして置ませう。

「授クル」さいふ字があつたために、小學校は授くる所、幼稚園は授けざる所、さいふこんな簡単な話がよく行はれて居

つたのであります。或はまた小學校は授くる所、幼稚園は授けざる所さいふだけならまだいゝが、小學校は授くる所、小學校で授けて居る。幼稚園も教育である。保育項目を授けるさいふやうな誤謬が起らんさいも限らなかつたのであります。「小學校的な幼稚園」さいふ言葉がありました。或はいろいろな意味がありませうが、畢り授ける所であつたのであります。そうかと思ふに「私の所ではねエ、改良して授けんこにしました。幼稚園の面目を發揮して授けんこにしてしまつた。だからこつちは元手も要らんし樂でいゝの」。さいふやうなこも生れた。(笑聲)こころが今度の國民學校は「授クル」さいふ字を捨て、施スさいふ。この「施ス」さいふのは「授クル」さいふ、こつちからあつちへ授けるさいふのを嫌つて、普通教育のそのものが國民學校全體の中で施されるさいふのです。さうするこ小學校は施す所、幼稚園は施さざる所、こんなこが今度言へなくなりませう。まじゝするこ國民學校の方が幼稚園の豫て主張して居りますこを法令的に實現して行かうさいふ勢ひを示して居るこも言へるのであります。

(ハ)次に、「國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スコト」こに極めて重大なる問題があります。それは「普通教育ヲ施シ」さいふこ「國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スコト」こが繋つて居るのであります。前の小學校令では、こをかするこ「普通教育ヲ授ケルコト」「國民教育ノ基礎ヲ與ヘルコト」「道德教育ノ基礎ヲ與ヘルコト」こんなやうなこが並んで居つたやうな意味合もないではなかつた。今度は皇國の道に則つて普通教育を施せば即ち國民の基礎的鍊成になるのださいふこに、すつこ一息に讀まるべきものになるのであります。これをもつこ突込んで申しますならば、小學校の中にいろいろの目的が羅列してあつた、さいふ譯ではありますまいが、まア假に強く言つて見ますならば、その一つが實現したゞけでも小學校教育はその目的を一部分達したさいふこになつたかも知れない。三分の一達したこか、二分の一達したこか、何んさかさいふこになつたかも知れない。こころがこゝでは「國民ノ基礎的鍊成」をするのでなければ、「國民ノ基礎的鍊成」の効果を擧げるのでなければ、國民教育は完からずさいふこになるのであります。而して單に普通教育をイギリス流に施したのでは効果がありませんまい。アメリカ流に施したのでは効果がありませんまい。或は何處の國民性にも基くこなくして、單に人生の普通教育を施したのでは効果はありませんまい。そこで「皇國ノ道ニ則リテ普通教育ヲ施ス」さいふこが意味深くなつて來るのであります。

「普通の知識技能を授ける」さいふこは何處の國でも、何處の國民性でも必要なこであります、それはその普通の

知識技能を有する人が出来るだけであつて、國民が鍊成されるさいふ譯にはならん。そこで日本の教育は日本の皇國の道に則つて萬事やるから、従つてその結果は單なる道徳人、單なる知識技能の所有者、或は單にそれらの一部を以て持つて居る國民教育さいふものよりも、もつて根本的なる、本質的なる意味に於て國民的鍊成が出来るのである。ミ斯ういふことをはつきり示して居るのであります。これはすら／＼とお讀みになれば何んでもないのであります。前の小學校令と比べてよく玩味して御覽になれば、その言はうさして居る言葉使ひの苦心からも、今度の教育改革が何處を狙つてゐるか、成程さういふ譯ならば國がこの非常時に於て、非常に金の要ります時代に於て非常に金をかけても、それを急いで敢てするさいふのは、成程さういふ根本的の譯があるかさいふことを充分思ひ到られるのであります。

(二)、もう一つの中に「普通教育ヲ施シ」さいふ、教育の種類の名稱としては「教育」さいふ言葉が使つてあります。職業教育を施すのではない。高等教育を施すのではない。専門教育を施すのではない。普通教育を施すのださいふ意味で使つてあります。國民ノ基礎的教育ヲ爲スコト」を書いてありませんで「鍊成」さいふ字が使つてあります。この「鍊成」さいふ字は、これは國民教育の至る所で出て来る言葉でありまして、これも大きな問題になります。「鍊成」さいふこゝは、その言葉の出典でありますか、或は専門的の字引を引いて見て初めて分るような意味は私はよく知らないのですが、「教育」を言つてよさそうなきことを「鍊成」を以て居る心持ちだけをこゝで言つて見ますならば、勿論「教育」は「教育」の一つであります。小學校が國民學校に變つたから「教育」もやめたさいふのでは決してないので、勿論「教育」であります。然しながら「教育」さいふ中にはいろいろの要素が入つて居ります。殊に先刻一寸申しました教育學說的立場から申しますと、相當に「鍊成」さいふこゝをせざる「教育」もあり得るのであります。これを假に自由主義さいふ言葉で代表させられませう。伸びるがまゝに伸ばして行く。これこそ眞の教育なりさいふものは、伸びるものを伸ばさないさいふこゝが非教育的であるさいふこゝを、そのまゝひつくりかへした言葉にして味があるのであります。それだけでは足りないさいふこゝがこゝには特に強めて言つてあるのであります。即ち個人はそれ／＼の特質をもつて、その發達を遂げるのであります。國民教育としては、勿論、それを抑えるのでもなし、無視するのでもなし、それをひつこく抜くのでもなし、國民教育の國民教育たるの本質に於ては國民的に鍊成をしないではいかんさいふのであります。

即ち人間本來性の發達も素より尊重するのであります。これを無視せよきは書いてありませんが、然し國民教育とし

ては假にもそんな方にのみ委されて行つたのではないかん。さうしても「國民ノ基礎的鍊成」がされなくてはならんさいふこ
こが強調されてあるのであります。

これで今日のお話を終りたいと思ひますが、要するにこれだけのことを御承知下されば宜しい。申上げましたいろ／＼の
の細い點は、これから後に幼稚園に關する限りに於て度々引用致しますから、そこで又お考へ下さるゝして、今日のお話
ましては、今度の教育刷新が如何に國としての大きな事件であるかといふこと、しかもそれが教育全般に亘つて同一精神
から改造されて行くのでありますから、今現に實現されて居ります國民學校の形に於て、精神に於て、同じく幼稚園の問
題を考慮するに必要であり、又合理的であり、可能でもあるといふ點であります。更に國民學校といふものが、その
教育本旨に於きまして、大體さんなものであるかといふことを、假に前の小學校令第一條と並べて考へて見た時に凡そ察
せられるところはさうか。こんなやうな點を主としたのであります。勿論小學校程度の教育が、就學前の教育の場合に、
その方法の實際に於て同じではありません。しかし、國民學校も幼稚園も今度の教育刷新の上に考慮せられる限りに於き
ましては、その根本精神たる大きな原則には離れません。學齡後と學齡前は、その實際のやり方はさう違ふかといふこ
こは、之れからも大いに尊重されなければならないのであります……が……さう違ふかといふだけで研究が決るのでなく
て、さう違つて居るにしても、國民教育たるの本旨に於ては同じところを失つてはならんといふことを、常に併せ考へら
れなければならぬのであります。そのことを考へる準備のやうな形で、今日はこれだけのことを申上げて置きました譯で
あります。

尙ほ念の爲め申したいことは、此のお話が、國民學校の制定に便乗して、幼稚園も亦さいつた風のことでないこと
です。前にも申した通り、教育審議會の第一答申が、國民基礎教育の刷新を旨として、國民學校を中心に、その教師の
方面に、その兒童の方面に、不可分離の問題として同一時に取り上げてゐるのです。すなはち、この三つは別々の三つ
の問題でなく、一聯一貫のものなのです。政府はその中の國民學校刷新を先づ實現することにしましたが、他の二つが併
せ刷新されなければ、眞に國民學校の刷新が完成せられない譯なのです。これは、われ／＼が幼稚園關係者だからいふの
でなく、今回の國民基礎教育刷新そのものゝ主張なのです。即ち此のお話も、國民基礎教育刷新の必然の話なのです。